

# 派遣従業員介護休業規程

ユニバーサルフィールド株式会社

平成29年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、ユニバーサルフィールド株式会社（以下「会社」という）の「派遣従業員就業規則」第18条第10項に基づき介護休業について、具体的な取扱いを定める。

(休業申出の手続)

- 第2条 介護休業を希望する派遣従業員（以下「スタッフ」という）は、原則として介護休業をしようとする日（以下「介護休業開始予定日」という）の2週間前まで、かつ、雇用契約期間中に、所定の方式により、会社に申出なければならない。
- 2 スタッフの介護休業の申出が前項に定める時期より遅れた場合、会社は、申出の休業開始予定日から休業申出日の2週間後の間で、休業開始日を指定することができる（休業申出日の2週間後の日が休業開始日より以前である場合は、スタッフが申出した休業開始日とする）。
- 3 前項により会社が休業開始日を指定する場合は、休業申出のあった日から3日後までに書面でスタッフに通知する。ただし、休業申出日と休業開始日が2日以内である場合は、休業開始日までに通知する。
- 4 会社は、スタッフから休業の申出があった場合、事実を証明する書類の提出を求めることがある。その場合、スタッフはこれに従わなければならない。
- 5 申出は、特別な事情がない限り、常時介護を必要とする対象家族1人につき、連続したひとまとまりの期間で、3回までとする。

(休業の期間)

第3条 介護休業は、常時介護を必要とする対象家族1人につき、3回まで、通算して93日を限度として、スタッフが申出した期間とする。

(休業期間の繰下げ)

第4条 介護休業を申出したスタッフは、所定の方式により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という）の2週間前までに会社に申出ることにより、介護休業終了日の繰下げ変更をすることができる。  
繰下げの場合、通算の介護休業期間は、93日を超えてはならない。

(休業申出の撤回等)

- 第5条 介護休業を申出したスタッフは、介護休業開始予定日の前日までに所定の方式で届出ることにより、介護休業申出を撤回することができる。
- 2 休業開始予定日の前に、介護休業申出にかかわる家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等による介護対象家族との親族関係の消滅、又はスタッフが負傷、疾病等により介護対象家族を介護できない状態になった場合により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出がなかったものとみなす。
- 3 前項の場合は、会社は事実を証明する書類の提出を求めることができ、スタッフは、これに従わなければならない。

- 4 スタッフの介護休業の申出が、同一対象家族について、2回連続して撤回された場合、会社はそれ以降の介護休業申出を拒むことができる。

(休業の終了)

第6条 介護休業は、次の各号に掲げる場合に終了する。

(1) 休業終了予定日の到来

(2) 介護対象家族の死亡、離婚、婚姻の取消、離縁等による介護対象家族との親族関係の消滅、又はスタッフが負傷、疾病等により介護対象家族を介護できない状態になった場合等介護休業にかかわる家族を介護しなくなった場合

(3) 介護休業をしているスタッフについて産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

- 2 前項の場合、スタッフは所定の方式により、会社に届出るものとし、その際、会社は事実を証明する書類の提出を求めることができ、スタッフは、これに従わなければならない。

(期間中の賃金等)

第7条 介護休業中の賃金は、支給しない。

(年次有給休暇)

第8条 介護休業中の年次有給休暇に関する取扱は、次のとおりとする。

(1) 年次有給休暇付与の為の出勤率算定においては休業期間中も出勤したものとして取扱う。

(2) 年次有給休暇における継続勤務年数の算定においては休業期間も通算する。

(休業終了後等の雇用契約)

第9条 スタッフの介護休業期間終了時（スタッフによる休業期間繰下げが行われた場合には繰下げ後の期間終了時）、又は本規程第5条に基づく介護休業撤回時に、会社が派遣先と同スタッフに関わる労働者派遣契約を締結しない等により、同人の派遣先が決定しなかったとき（契約社員については、同契約社員と会社との間の雇用契約の締結条件となる、会社と注文主との業務請負、又は業務委託契約が終了したとき）は、介護休業終了又は撤回をもって会社と同スタッフとの間の雇用契約は終了するものとする。

(労働保険及び社会保険)

第10条 介護休業期間中の社会保険料、雇用保険料、その他労働保険及び社会保険の取扱いについては、法令の定めるところによる。

(施行期日)

第11条 この規程は、平成29年4月1日から実施する。